

北九州市農業委員会
第35回東部部会会議（令和8年度6月部会会議）議事録

1 日 時 令和8年6月10日（水）午前10時00分～午前10時25分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 27名

農業委員 9名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	棚 野 保 博
古 田 俊 策	中 村 治 雄	清 水 正 人	澤 水 理 佳
稲 光 進			

農地利用最適化推進委員 18名

増 田 強	矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正
松 根 豊 春	吉 村 晃 一	有 松 政 則	村 田 堯
村 田 紘	酒 井 一 生	古 田 仁 重	瀬 戸 克 哉
木 村 博 美	大 下 治 三	黒 崎 隆 博	河 内 一 弥
山 本 勇 次	小 田 征 二		

・欠席委員

農業委員 1名 中 谷 陽 子

農地利用最適化推進委員 1名 坂 井 準 二

4 事務局出席者

下 元 事務局長	藤 島 所長	竹 下 次長	吉 田 係長
今 村 主任			

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第195号	非農地証明願について	3件
報告第196号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第197号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第198号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	6件
議案第199号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件
報告第200号	農地法施行規則該当転用届について	1件
議案第201号	農地改良届について	1件

【議 案】

議案第87号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第88号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第89号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について	89件

6 傍聴人 なし

部会長

それでは、ただ今より、令和8年度第35回東部部会会議を開会します。本日の出席委員は27名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは、議案書の10ページをお開きください。議案の審議に先立ちまして、議案第87号の第1項、「農地法第3条の規定による許可申請について」、の新規営農者の面接を行います。初めに、地区担当委員の説明、次に、新規営農者の説明、それから、意見交換の順に進めます。それでは、面接を行います。

(新規営農者 入室)

「営農計画書」は議案書の13ページ、「作付け計画表」は次の14ページです。

初めに、門司区伊川地区担当の委員が欠員につき、門司地区担当として、古田俊策委員、説明をお願いします。

古田俊策委員

門司で地区会がありまして、新規営農者の方に直接話を聞きまして、野菜作りに関して前向きに考えておられるようで、仕事に関してもそうなのですが、藤松から伊川に移り住んで熱心にされているようです。一番に後継者のことを考えてやっておられるみたいで、私らは心配いらないなという感じです。よろしくお願いします。

部会長

続いて、同じく伊川地区担当の中村眞一委員、説明をお願いします。

中村眞一委員

新規営農者は畑づくりをされています。狭い土地ですが、新規営農ということで、皆さんにお諮りしております。よろしくお願いします。

部会長

それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者の説明)

それでは、ご意見やご助言等がありましたらお願いします。資料を見ると、もう立派に野菜作りをされておられるということがよく分かるんですけど。

藤堂委員

イノシシの被害はどうされていますか。

新規営農者

電気柵をしています、三重に。

部会長

他に何かございませんか。

部会長

ご意見等がないようでしたら、面接を終了します。

(新規営農者は退室)

それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。議案書の 10 ページをお開きください。議案第 87 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、第 1 項および第 2 項を続けて、門司地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。

古田俊策委員

議案第 87 号第 1 項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、大字伊川の申請地において、季節野菜の栽培を行う計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

議案第 87 号第 2 項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、大字猿喰の申請地において、譲受人が近隣の農地と併せて水稻栽培を行う計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第 3 項および 11 ページの第 4 項を続けて、小倉南区横代地区担当の清水委員報告をお願いします。

清水委員

議案第 87 号第 3 項および第 4 項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、横代南町の申請地において、譲受人の近隣農地と併せて果樹栽培を行う計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。この方はですね、以前新規就農で、これも今回の申請地の隣り、隣接地になるんですけど、そこで果樹栽培をやっています。

この近辺ですね、5 条申請がかなり入って、虫食い状態になっているのが多々ありますので、逆にこういったように、3 条でこういう形のものをやってくれるというのであれば、荒廃農地が増えるよりは、この方が買っていただいてこういう耕作をするっていうのは一番望ましいんじゃないかというふうに思っています。以上、報告いたします。

部会長

次に、第 5 項及び 12 ページの第 7 項について、小倉南区曾根新田北、南地区担当の澤水委員報告をお願いします。

澤水委員

議案第 87 号第 5 項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、申請地の近隣で水稻栽培を行っている譲受人が曾根新田北二丁目の申請地において水稻栽培を行う計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えま

す。以上、報告いたします。

議案第 87 号第 7 項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、譲渡人と譲受人は兄弟であり、本家に土地を集めようとするものです。曾根新田南一丁目の申請地において水稻栽培を行う計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第 6 項について、小倉南区長行地区担当の私、中村から、報告します。

議案第 87 号第 6 項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、申請地の近隣を耕作している譲受人が水稻栽培を行う計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 87 号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の 15 ページをお開きください。議案第 88 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第 1 東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

議案第 88 号第 1 項について、申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にあるため、第 1 種農地ですが、既存の集落に接続して、居住する者の日常生活上必要な施設を設置できる規定により、住宅の駐車場として、転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 88 号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして議案書の 17 ページをお開きください。議案第 89 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による決定について」は、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りです。何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 89 号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、16 番松根委員と 17 番吉村委員です。よろしくお願いします。

それでは、これで、令和 8 年度第 35 回東部部会会議を閉会します。事務局からの連絡事項がありますか。

(事務局から 2 件連絡事項)

それでは、会議を終了します。お疲れ様でした。